

# 養殖生産物・養殖生産資材に係る流通実態調査のフォローアップ調査の結果

- 「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」の策定から2年が経過したことから、令和5年12月～令和6年3月にかけて、前回（令和2年2月）と同様の方法により、養殖生産物・養殖生産資材に係る流通実態調査のフォローアップ調査を実施。21養殖業者から回答。
- 水産物の取引上問題となり得る事例として「原材料価格、物流費、労務費等のコスト増加を反映しない価格決定」等が、生産資材の取引上問題となり得る事例として「販売先の強制」が報告された。

## ◎水産物の取引上問題となり得る事例

事 項	件数
① 短納期での発注、発注のキャンセル	2
② 客寄せのための納品価格の不当な引下げ	1
③ 原材料価格、物流費、労務費等のコスト増加を反映しない価格決定	11
④ 大量発注の際の単価を少量発注の際にも適用される	1
⑤ 実際に物流等に関与していない事業者による、合理的理由のない「口利き料」や「みかじめ料」のような仲介手数料の徴収	0
⑥ P B商品をめぐる不利な取引条件の設定	1
⑦ 不合理な物流センター使用料（センターフィー）等の負担	0
⑧ 受発注等に関する不合理なシステム使用料等の徴収	0
⑨ 不合理な協賛金（リベート）の負担	0
⑩ 納品後の不合理な返品等	2
⑪ 物の購入強制	0
⑫ 従業員の派遣、役務の提供	0
⑬ 不当廉売が行われている	0
⑭ その他	1
合計	19

## ◎生産資材の取引上問題となり得る事例

事 項	件数
① 一方的に著しく高い価格での資材取引を強制	0
② 発注した資材以外の資材等の購入強制	0
③ 当該取引相手以外の事業者との資材の取引について禁止する又は承諾を要求する行為（資材取引先の強制）	0
④ 当該取引相手への生産物の販売後の不当な値下げ、販売代金の支払い遅延	0
⑤ 当該取引相手以外の事業者への生産物の販売について禁止する又は承諾を要求する行為（販売先の強制）	1
⑥ 他の業者への安い価格での販売禁止（当該取引相手以外の事業者が生産物を販売する際に当該取引相手への販売価格を下回らない価格での販売を要求する行為）	0
⑦ 当該取引相手以外の事業者に漁獲物を販売した場合に資材価格を値上げする行為（制裁行為）	0
⑧ その他	0
合計	1

◎生産資材の取引相手が養殖生産物の販売相手にもなっているのは、8養殖業者（全体の38%）。このうち、1養殖業者が生産資材の取引上の問題があると回答。